

一七世紀初頭ブハラの死地蘇生文書について

磯 貝 健 一

【要約】 旧ソ連東洋学は中央アジア古文書研究の分野で輝かしい成果をあげたが、当時イスラム法学研究に制約が与えられていたために、その研究領域はワクフ文書や売買文書を利用した社会経済史研究などにほぼ限定されていた。ソ連邦崩壊後、現地に留学する機会を得た筆者は、ウズベキスタン共和国中央古文書館に所蔵される幾つかの文書を実見し、研究する機会に恵まれた。本稿で紹介する死地蘇生文書もその一つであり、筆者が知る限り、中央アジア史研究においてこの種の文書が過去に利用されたことはない。本稿では、研究者のあいだでもあまり知られていないこの史料をペルシア語原文とともに紹介し、これをイスラム法学の視点から分析する。結果として、この死地蘇生文書が、当時の法と現実の相関関係をきわめて具体的に映し出す第一級の史料であることが明らかとなった。

史林 八二巻二号 一九九九年三月

I はじめに

本稿を起こすにあたり、ここで扱われる文書を筆者が研究するにいたった経緯を少し述べておきたい。筆者は一九九五年一〇月より一九九八年三月にいたるまでのおよそ二年半にわたり、ウズベキスタン共和国の首都、タシケントに留学する機会を得た。筆者が現地で所属した研究機関は同共和国科学アカデミー東洋学研究所 Институт Востоковедения АН УЗБСР である。この二年半にわたる留学期間中、筆者の事実上の指導教官として研究指導にあたったのは同研究所の

研究員ジュラーエワ・I. Джуреева 女史であった。一六世紀中央アジアのワクフ文書研究をテーマとする女史の指導のもと、筆者は自身にとつては未知の分野であった古文書研究の世界にささやかな一歩を踏み出すことになったのである。^①

さて、ジュラーエワ女史は同研究所に所蔵される古文書の整理・研究に従事するかたわら、同共和国中央古文書館 *Центральный Государственный Архив РУз* でも史料の収集を行っていた。こうしたいきさつにより、筆者は本稿で紹介する死地蘇生文書の存在を知ることとなったのである。中央古文書館ではワクフ文書に分類されているこの文書を筆者が死地蘇生文書に同定し得たのは、筆者が以前発表した論考に於いてたまたま死地蘇生につき言及する機会があったためである。^② 本文書は一七世紀の始め、アストラハン朝のイマーム・クリ・ハーン *Imam Qulr Khan (1020-51/1612-42)* の治世中にパーヤンダ・ビー・アタリク・トルコマン *Payanda Bi Atalik Turkman* なるアミールが行った死地蘇生 *ihya' al-mawt* を記録した文書である。筆者がこの文書に興味を示すと、ジュラーエワ女史は筆者にその本格的な研究を勧めた。こうして筆者は本稿で扱う死地蘇生文書に取り組むこととなったのである。^④

さて、この文書の実物を見るため女史とともに中央古文書館へと赴いた筆者は、本文書と不可分の関係にあるもう一通の文書の存在を偶然知ることになる。件の死地蘇生文書の後半部には、この蘇生事業実行の理由について述べるくだりがある。これによれば、事業の目的は蘇生者であるパーヤンダ・ビー・アタリク自身がブハラに建設した、集会モスクとマドラサを維持するためのワクフ物件を生成することであった。ところが、本文書はあくまでこの死地蘇生事業が合法的に遂行されたことを宣言する文書であり、ワクフ文書ではない。また、本文書は書式の上でもワクフ文書としての体裁をとっていない。^⑤ となれば、当然パーヤンダ・ビー・アタリクをワーキフ（ワクフ設定者）とするワクフ文書が別個に存在することになる。そこで、同館を訪れた際、そこに所蔵されるワクフ文書のカタログを検索したところ、まさにそのワクフ文書が同館に所蔵されていることが判明したのである。

これら二通の文書が、当時のアミール層の活動であるとか、彼等が社会に対して行使し得た影響力などを知るうえで貴

重要な手掛りとなることはいうまでもないし、件の文書を利用し得る研究分野は多岐にわたるであろう。筆者はいずれこれら二通の文書を利用して、そこに記されるパーヤンダ・ビー・アタリクの活動を当時の歴史的文脈のなかに位置付ける作業を行うつもりでいる。^⑥

本稿ではその準備作業として、死地蘇生文書と死地蘇生という行為をそれ自体について主に法律的観点から考察してゆくが、そのためにまず、研究者の間でもあまり知られていない死地蘇生文書という史料を、テキストのペルシア語原文とその日本語訳を呈示しながら具体的に紹介してゆく。^⑦ 次いで、当時の中央アジア地域で圧倒的優勢を保持していたハナフイー派イスラム法学の見地からこの文書の内容を分析する。さらに、一七世紀初頭の中央アジアで、現実の問題を処理するにあたりイスラム法が如何に運用されたか、即ちイスラム法の現実への関わり方について、この死地蘇生事業の場合を例にとって検証してみたい。

文献表

- | | | | |
|----------------|---|-------------------|---|
| PPA 323-1-1 | Центральный Государственный Архив Респу-
блики Узбекистан, ф. 323, оп. 1, ел. xp. 1 | Muhtl | Burhan al-Din Mahmud al-Bukhari, <i>al-Minhaj al-Burhan</i> , ИВ АН РУз, Рук. 3161 |
| PPA 323-1-7 | Центральный Государственный Архив Респу-
блики Узбекистан, ф. 323, оп. 1, ел. xp. 7 | Sulhk | Fadhallah b. Ruzbihan Khunji, <i>Sulhk al-Mulhk</i> ,
Tehran, 1362 |
| PPA 323-1-55/9 | Центральный Государственный Архив Респу-
блики Узбекистан, ф. 323, оп. 1, ел. xp. 55/9 | Brockelmann | C. Brockelmann, <i>Geschichte der arabischen Lite-
ratur</i> , 5 vols., Leiden, 1937-49 |
| PPA 323-1-144 | Центральный Государственный Архив Респу-
блики Узбекистан, ф. 323, оп. 1, ел. xp. 144 | Djuraeva & Isogai | G. A. Djuraeva & K. Isogai, "Yakt Document of
Kulbaba Kukaldash Madrasah," <i>Scientific and</i> |
| Bahr al-Astrat | Mahmid b. Amir Walr, <i>Bahr al-Astrat fi Manazib</i>
<i>al-Akhyar</i> , India Office Library, Ms. No. 575 | 1997 | <i>Cultural Heritage of Mankind - To the Third Mil-
lennium (Theses of Reports of the International</i> |
| Hidayat | Burhan al-Din al-Marghinani, <i>al-Hidayat</i> , vols. | | |

- Symposium Dedicated to the 2500 Anniversary of Bukhara and Khitov*, Tashkent, 1997, p. 103
- Johansen 1988
 B. Johansen, *The Islamic Law on Land Tax and Rent*, London-New York-Sydney, 1988
- McClesney 1983
 R. D. McClesney, "The Amirs of Muslim Central Asia in the XIII th Century," *Journal of the Economic and Social History of the Orient*, 26-1, 1983, pp. 33-70
- McClesney 1991
 R. D. McClesney, *Waqf in Central Asia Four Hundred Years in the History of a Muslim Shrine, 1480-1889*, Princeton, 1991
- Roemer 1952
 H. R. Roemer, *Staatsrechten der Timuridenzeit. Das Šarḡ-Namā des 'Abdallāh Marḡānī in kritischer Auswertung*, Akademie der Wissenschaften und der Literatur, Veröffentlichungen der Orientalischen Kommission, Bd. III, Wiesbaden, 1952
- Schacht 1964
 J. Schacht, *An Introduction to Islamic Law*, Oxford, 1964 (reprint 1991)
- Khalidov & Subtelny 1995
 A. B. Khalidov & M. E. Subtelny, "The Curriculum of Islamic Higher Learning in Timurid Iran in the Light of the Sunni Revival under Shah-Rukh," *Journal of the American Oriental Society*, 115-2, 1995, pp. 210-236
- Абдураманов 1966-70
 М. А. Абдураманов, *Очерки асарных отношений в Бухарском ханстве в XII — первой*
- Бартольд 1973
 В. В. Бартольд, "Хакфиз и Абури и его сочинения," *Сочинения* VII, Москва, 1973, сс. 74-97
- Вильданова 1991
 А. Б. Вильданова, "Средневековый бухарский трактат о формах землепладения," *Материалы по истории и истории науки и культуры народов Средней Азии*, Ташкент, 1991, сс. 50-61
- СВР
Собрание восточных рукописей Академии наук Узбекской ССР, Ташкент, 1952-
- Семенов 1948
 А. А. Семенов, "Бухарский трактат о чинах и званиях и об обязанностях носителей их в средневековой Бухаре," *Советское Востоковедение*, V, Москва-Ленинград, 1948, сс. 137-153
- Семенов 1959
 А. А. Семенов (перевод), Абдурахман-н-Талип, *История Абулфейза-хана*, Ташкент, 1959
- Чехович & Вильданова 1979
 О. Д. Чехович & А. Б. Вильданова, "Вакф Субхан-кул-хана Бухарского 1693г.," *Письменные Памятники Востока* 1973, 1979, сс. 213-225
- 愛宕 一九九二
 愛宕あもり「ファトワー勅告の規定——バグダーデイーの議論を中心に——」『藤本勝次 加藤一郎両先生古稀記念中近東文化史論叢』一九九二年、八九—一七頁
- 磯貝 一九九五
 磯貝健一「イブン・ルースビハーンとカザク遠征

— *Mifman-suna-ya* Bakharā kara *Sulak al-Malak* — 『西南アジア研究』 四三、一九五五年、一一二〇頁

岩武 一九九〇

岩武昭男「ティムール朝アミールのワクフの一事例——ヤズドにおけるチャクマーク・シャーミールのワクフについて——」、『西南アジア研究』、三二、一九九〇年、五六—八〇頁

久保 一九九七

久保一之「ティムール朝とその後——ティムール朝の政府・宮廷と中央アジアの輝き——」、『岩波講座 世界歴史二——中央ユーラシアの統合 九——一六世紀』、一九九七年、一四七—一七六頁

間野 一九六九

間野英二「ティムール朝の社会」、『岩波講座 世界歴史八』、一九六九年、二九五—三二六頁

間野 一九九八

間野英二『バーブル・ナーマの研究 Ⅲ 訳注』、京都、一九九八年

① 本稿で紹介する文書の研究のほか、現在筆者はジュラーエフ女史、および現地の文化財修復研究所 Искрипч реставрациуны РҮз にも所属するネクラソフ E. Некрасова 女史と共に、同じく中央古文书館所蔵の別のワクフ文書の研究にも取り組んでいる。ИПА РҮз, ф. 323, on. 1, cr. xp. 1 および ИПА РҮз, ф. 323, on. 1, cr. xp. 559 と同じ番号が付されたこれらの文書は、一六世紀末、シャイバーン朝アブドゥッラー二世配下のアミールであるクル・ババ・キョケルタシュ Qul Bada Khatlash が、自分でバラに建造したマドラサにみずから設定したワクフを扱うもので、ジュラーエフ女史が以前から研究対象としていた史料である。筆者らがこれまであげてきた成果の一部は、Djunaeva &

Isogai 1997 として出版されている。また、筆者は一九九八年六月二〇日東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所において、「一六世紀末バラのマドラサの図書館への寄進図書目録——クル・ババ・クケリタシュ・マドラサのワクフ文書より——」(『中央アジアにおける「民族」の創出に関する総合的研究』)と題する研究発表を行い、この文書の概要と、文書に収められるマドラサへの寄進図書目録について簡単な紹介を行っている。

一方、日本と現地の研究機関同士で古文書研究を行う動きもできていく。京都外国語大学の堀川徹教授の尽力により、同大学と現地の東洋学研究所との間で、「一九世紀から二〇世紀初頭 ヒヴァ・ハン国のカーディー文書カタログ」と題された目録出版のための研究プロジェクトが目下進行中である。ちなみに、筆者とジュラーエフ女史もこの企画に参加している。

② 磯貝 一九九五。

③ ごく単純にいうならば死地蘇生とは荒蕪地の開墾のことであり、開墾の後、開墾者はこの土地を私有財産とすることができる。尚、詳細については後述する。

④ 筆者がこの文書の存在を教示したのみならず、貴重な史料を使用することをこころよく承してくださったジュラーエフ女史に、ここで改めて心からの謝意を表す。

⑤ 但し、後述するようにこの死地蘇生文書は末尾を欠く断片であり、これがワクフ文書としての書式をまったく含まないと断定することまではできない。当時のワクフ文書が如何なる書式を有していたかについては、本章注①で触れた ИПА 323-1 および ИПА 323-1-559 についての共同研究が論文化された際に詳しく触れるつもりである。

⑥ 蘇生者であるバーヤンダ・ビー・アタリクが如何なる人物であるの

かについては、残念ながらいまだ調査段階にある。これら二通の文書から知られるのは、彼の父親の名前と、彼がトルコマン部族出身のアミールであることぐらいである。アストラハン朝初期についての基本史料である Bahr al-Asrar には当時の著名なアミール達の列伝が収められていて、それが [Bahr al-Asrar 124a-126b, 277b-286a, 290b-304a]、そのなかに彼の名は見えない。尚、MacChesney 1983 は、この列伝部分を主要史料として当時のアミール層の在り方を論じたものである。また、時代も地域も異なるものではあるが、ティムール朝期のヤズドにおけるア

II 二巻の巻物とその内容

さて、相互に不可分の関係にある上述の死地蘇生文書とワクフ文書は、それぞれ φ. 323, on. 1, er. xp. 144 および φ. 323, on. 1, er. xp. 7 とどうナンバールを付された別々の巻物に収められており、いずれの巻物も問題の文書のほかこれに付随する様々な文書をそのなかに含んでいる。ここでは、それぞれの巻物の構成を明らかにするとともに、両者の作成事情およびテキスト伝達の媒体としてのこれらの巻物の信頼性について検討する。^①

① ИТA PY3, φ. 323, on. 1, er. xp. 144

ウズベキスタン共和国中央古文书館所蔵。死地蘇生文書とこれに付随するファトワー文書^②を収め、末尾を欠いている。使用言語はペルシア語だが、アラビア語典籍の原文引用が必要となるファトワー文書典拠引用部分は当然のことながらアラビア語で記されている。

現存する死地蘇生文書本体のテキストは六一行で、このうち二六行目までが本来の死地蘇生文書であると推定される。というのも、二七行目以降は死地蘇生事業遂行の際に生じた出来事を説話風に記したもので、二六行目までとは明らか

ミールのワクフ設定行為を分析した、岩武一九九〇も事例研究として参考になる。

⑦ 少なくとも、ブハラ・ハーン国期中央アジアの土地制度研究で名高いアブドゥラーモフはこの文書を知っていた。しかしながら、彼はこれをワクフ文書とする [Abyrpanov 1966-70 t. 1, c. 267]。既に述べたように、本文書後半部では死地蘇生の目的がワクフ物件の生成にあつたと明記されているが、おそらくはこのことが本文書をワクフ文書とする誤解を生んだものと考えられる。

な対照をなしているからである。本稿では、冒頭から二六行目までを前半部、二七行目以降を後半部と呼ぶことにする。この文書に記される死地蘇生が法律上完了したのは、ヒジュラ暦一〇二三年第二ラビウ月一日（西暦一六一四年五月一日）のことである。

巻物右余白部にはファトワー文書が併記されるが、二名のムフテイーが提出したファトワーには、各々ヒジュラ暦一〇二五年（西暦一六一六年一月二〇日—一六一七年一月八日）の日付が入れられている。死地蘇生文書本体の筆跡とファトワー文書のそれとは互いに酷似しており、巻物全体が一人の人物により筆記されたことを窺わせる。尚、この巻物に記されるペルシア語テキストの原文とその日本語訳は第四章にて呈示する。

② ИГА PY₃, ф. 323, on. 1, ер. xp. 7

ウズベキスタン共和国中央古文書館所蔵。ワクフ文書とこれに付随する様々な文書を取める。テキスト各行の末尾部分に欠けが見られる場合があるものの、巻物自体に大きな欠落部分は存在しない^③。使用言語はペルシア語で、ファトワー文書典拠引用部分のほか一部の定型表現がアラビア語で記されている。

以下に、この巻物の構成を示す。

(a) ワクフ文書本体

この巻物の中心をなす文書で、冒頭から始まって二〇六行目までを占める。ワーキフはパーヤンダ・ビー・アタリクで、ワクフ対象物件はブハラのアルク南西方向に隣接する彼自身が建造した集会モスクとマドラサである^④。ちなみに、件の死地蘇生事業によって蘇生された土地は、このワクフ文書ではワクフ物件リストの筆頭に記されている [ИГА 323-17 II, 59-68]。このワクフ設定が法律上完了したのはヒジュラ暦一〇二四年（西暦一六一五年一月三二日—一六一六年一月一九日）のことで、その手続きにあたったのはカーディー・ミールザー・ベグ Qadr Mirza Bayg なる人物であった^⑤。

(b) ワクフ文書補遺—1

二〇七—二一六行目までを占める。ワーキフであるパーヤンダ・ビー・アタリクはサマルカンドのシャーヴダール・トゥマン (Tuman-i-Shawdar) にも小規模なモスクを建造しているが、ここではこのモスクで就労するイマーム等の俸給もワクフ文書本体（文書(a)）に記される一連のワクフ物件の収益から支払われることが規定され、さらにそれぞれの役職ごとに俸給額が明示されている。尚、この文書には日付の記載はない。

(c) 擬似訴訟文書—1

二一七—二三〇行目を占める。内容は、一連のワクフ物件のムタワツリーとされるナドウル・ハーヅジー Nadr Hajir なる人物が、これを自分の私有財産であると主張するドゥースト・ムハンマド Dust Muhammad なる人物を相手取って起こした訴訟において、前述のカーデー・ミールザー・ベグが原告の主張を支持しつつ、問題の財産がワクフ財産である旨の判決を提出したというものである。判決が提出されたのはヒジュラ暦一〇二四年ズー・ル・ヒッジャ月二八日（西暦一六二六年一月一八日）である。

(d) 擬似訴訟文書—2

二二一—二四六行目を占める。ここでは、擬似訴訟文書—1（文書(c)）で扱われる訴訟とは逆に、ムタワツリーであるナドウル・ハーヅジーが被告となる。内容は、一連のワクフ物件が自分の私有財産であると主張するサーディク Sadiq なる人物が、ナドウル・ハーヅジーを相手取って起こした訴訟において、この訴訟を担当したカーデーであるムハンマド・アリーフ Muhammad 'Arif が擬似訴訟文書—1（文書(c)）に記される判決は万人に適用されるとして、これらの物件がワクフ財産であると主張する被告側の言い分を認める判決を提出したというものである。判決が提出されたのはヒジュラ暦一〇二四年ズー・ル・ヒッジャ月（西暦一六二五年二月二日—一六二六年一月一九日）のことである。

(e) ファトワー文書

擬似訴訟文書―2 (文書(d)) に記される判決の正当性を支持するファトワーで、巻物下方の右余白部に付記されたもの。ファトワーを提出したムフティーは二名で、そのうちの一方は問題の判決を提出したムハンマド・アリーフ当人である。もう一方のムフティーであるムハンマド・フサイン Muhammad Husayn が提出したファトワーには、ヒジュラ暦一〇二五年(西暦一六二六年一月二〇日―一六二七年一月八日)の日付が添えられている。

(f) ワクフ文書補遺―2

ファトワー文書(文書(c))の上方、同じく巻物の右余白部に付記されたもの。ワクフ文書本体(文書(a))に記される一連のワクフ物件への追加物件一点、およびワクフ文書補遺―1(文書(b))に記されるシャーヴダール・トゥマンのモスクにて就労するスタッフの俸給授与規程への追加規程一件を収める。尚、この文書には日付の記載はない。

* * *

IFA 323-17には以上六点の文書が収められている。筆者がそれらを現地で見るところ、その全てが明らかに同一の筆跡で書き記されていた。しかも、その筆跡は死地蘇生文書が収められる上述の IFA 323-1144 のそれとも酷似しており、二巻の巻物(IFA 323-17と IFA 323-1144)はそもそも同一人物の手により筆記されたものと考えられる。さらに、巻物の材料に用いられた紙もまた同種のものであった。これらの事実は、二巻の巻物が同じ時期に一括して作成された可能性を示唆するものである。

ここで問題となるのは、これら二巻の巻物の作成過程である。死地蘇生文書のテキストを伝える IFA 323-1144 が文書の原本であるのか否かを判断するためには、まず巻物自体の作成過程を検討せねばならない。

さて、二巻の巻物に収められる文書はそれぞれ様々な法的手続きを記録したものであるが、これらの手続きが実際に行われた期間は足掛け三年にわたっている。まず、ヒジュラ暦一〇二三年第二ラビウ月一日に死地蘇生が完了し、次いで、ワクフ設定が完了するのがヒジュラ暦一〇二四年のことである。二度の擬似訴訟(文書(c)(d))はワクフ設定が既に完了し

ていることを前提とするもので、ワクフ設定に要する手続きは、少なくとも最初の訴訟への判決が提出された同年ズール・ル・ヒツジャ月二八日以前には完了していたことになる。また、死地蘇生の法的有効性を支持するファトワーと、擬似訴訟文書①-2（文書(d)）に記される判決を支持するファトワー（文書(e)）が提出されたのは、翌ヒジュラ暦一〇二五年のことであった。^⑩

さて、死地蘇生とワクフ設定、および訴訟における判決の提出やファトワーの提出という手続きに際しては、そのたびごとにオリジナルの文書が作成されたはずである。ならば、これら一連の文書の原本は足掛け三年にわたり一通ずつ作成されていたことになる。ところが、これらの文書を収める二巻の巻物は、既に述べたように同時期に一括して作成された可能性が高い。となれば、巻物に収められた文書は原本ではなく謄本であるとみなさねばならない。これら二巻の巻物は、死地蘇生とワクフ設定にかかわる文書群を、それぞれ一巻に纏めたコピーの集成であると考えるべきだろう。

それでは、コピーの集成であるこれら二巻の巻物はいつ作成されたのか。ここで重要な手掛りとなるのが、ワクフ文書本体（文書(a)）末尾に捺されたカーディー・ミールザー・ベグの印章である。先に述べたように、この人物は件のワクフ設定を実際に担当したカーディーであった。その人物の印章が捺されている以上、ワクフ文書を収める IFA 323-1-7 は一連の原本の作成からせいぜい数年の後に作られたコピーということになる。^⑪二巻の巻物はほぼ同時期に作成されたと考えられるので、死地蘇生文書を収める IFA 323-1-14 についても同様のことがいえる。一方、双方の巻物に含まれるものとも新しい日付は、二通のファトワー文書に添えられたヒジュラ暦一〇二五年（西暦一六二六年一月二〇日—一六二七年一月八日）という日付である。したがって、この時をもって二つの巻物の作成年代の上限とせねばならない。

以上のことから、死地蘇生文書のテキストを今に伝える IFA 323-1-14 は謄本ではあるが原本の作成から時を経ずして作成されたものであり、そこに収録されるテキストの信頼性はきわめて高いと結論することができるのである。

① 筆者はウズベキスタン共和国中央古文書館の了解を得て、これら二巻の巻物のゼロックス・コピーを入手した。勿論、筆者は現地滞在中に双方の実物を目にする機会も得たが、残念なことに中央古文書館で作業を行ったのが筆者が帰国する間際のことであったため、巻物の寸法計測、そこに捺された印章の銘の解説等、本来古文書を扱う上で必要不可欠な作業を行うための時間的余裕をもたなかった。そのため、以下に記す各々の巻物に関する叙述は、現在筆者の手元にあるゼロックス・コピーから得られるデータに基づいたものであることを断つておく。

② ファトワー *fatwa* とは、持ち込まれた法律相談に対して法学者が提出する意見のことである。ファトワーを提出するには、各法学派毎に定められた資格認定条件を満たしていることが必要で、この資格を有する者はムフティ *mufti* と呼ばれる。具体的なファトワー提出規程については、本稿で考察の対象としているハナフィー派ではなく、シャーフイー派のそれを扱ったものではあるが愛宕一九九二が参考になる。ファトワー文書とは、こうしたファトワーを記録する文書にはかならないが、その書式については第四章注⑩を参照のこと。

③ 周知のようにアラビア文字は右から左へと書き進められるが、崩し字であるナスタリーク体等の書体で書かれた巻物の場合、改行をなるべく先送りして無理やり行末に多くの語を詰め込む傾向があり、一行のうちに収まりきれなかった語が行末尾から左斜め上方へと続けて筆記されることも多い。このため、巻物という形態に於いてはそもそも左の余白というものが存在しないケースが多く、巻物の中心をなす文書本文への挿入語句や、これに付随する別の様々な文書の類は概して右余白部分に書き足されることになる。一方で、巻物はその末尾部分から巻き始められて、先頭部分が巻き終わりの箇所となる。こうし

た巻物が数百年にわたって保存される場合、当然のことながら常に外側に晒される巻物の左右の端と先頭部分とがもっとも破損しやすくなる。ところで左右の端が破損する場合、右端についてはここが余白部分とされているケースが多いため、テキストそのものに影響が及ぶことは比較的少ない。逆に左端については、ここに余白部分が設定されていることから、どうしてもテキストへの影響を免れ得ない。従って、巻物状の文書では、テキスト開始部と各行の末尾部分が欠落するケースが多くなるのである。

④ このモスクは、一八世紀前半を扱う年代記の叙述中にも登場する [Cevanov 1959, c. 52]。

⑤ 少なくとも一六世紀末以降のプハラで作成されたワクフ文書には、ワクフ設定を確定させる文言に共通の形式が見られる。それは、ワーキフが一旦ムタワッリー (ワクフ財産の管財人) に引き渡したワクフ財産を自己の占有下に戻そうとするのに対し、カーディーがワーキフの主張を否定して、ワクフ設定が有効であり、かつワクフ財産を自己の占有下に戻すことがもはや不可能である旨の判決を提出する、というものである。ほぼ定型化された文言として当時のワクフ文書に記されるこの訴訟劇がフィクションであることはいうまでもない。この一連の文言は、ワクフ文書本体 (文書^a) では一九八一〇四行目に現れており、本稿第一章注①で触れた一六世紀末の IFA 321-1 には一三三―二九行目に同様の文言が認められる。さらに、チェホーヴィッチとウィリダーノワによって公刊された一七世紀末のワクフ文書でも、テキストの八六一九〇行目にこの文言が見えている [Texonur & Burakova 1979, c. 22]。要するに、カーディー・ミールザー・ベグとは、この擬似訴訟において形式的な判決を提出し、ワクフ設定

を確定させた人物なのである。

- ⑥ サマルカンド南方に位置する、同都市のトゥマンの一つ「閭野一九八、九三頁；Baproun 1973 c. 86」。プハラ・ハーン国期には、複数の「付属地域 *tanani*」を有する「都市 *shah*」を単位として、一大行政区である「地域 *mirat*」が形成されていたと考えられる。尚、行政用語としての「トゥマン」の意味については *Catenova 1948: 151-2* を参照のこと。

- ⑦ 一六世紀末以降のプハラで作成されたワクフ文書には、ワクフ設定完了直後の日付をもつ、完全に定型化された二通の訴訟文書が添付される場合が多い。二通のうち一通目は、ワクフ財産を占有したうえでこれを自己の私有財産と主張する第三者を相手取って、ムタワッリーが起す訴訟を扱う。この場合、カーディーは例外なく原告のムタワッリーの主張を認め、問題の財産がワクフ財産である旨の判決を下す。尚、この判決の提出は、ワクフ文書本体においてワクフ設定を確定させたカーディーが担当する。次いで二通目は、ムタワッリーが管理するワクフ財産を自己の私有財産であると主張する第三者が、ムタワッリーを相手取って起す訴訟を扱う。この場合、カーディーは例外なく原告の第三者の主張を退け、問題の財産がワクフ財産である旨の一通目の文書に記される判決は、万人に対して適用されるとの判決を下す。尚、この判決の提出には、最初の判決を下したカーディーとは別のカーディーがあたる。二度にわたる訴訟沙汰がこられたフィクシオンであることは明白であり、文書 (d) と内容も書式もほぼ同一の二通の訴訟文書が *HTA 323-1* では一四八〜六六行目に、*Чеховиц & Библянова 1979 c. 225-6* にそれぞれ見受けられる。

さし、ハナフィー派イスラム法学においては、カーディーは一旦自

分が提出した判決を取り消すことができず、別のカーディーがこの判決を破棄できるのも、これがコラン、ハディース、イジュマールといったイスラム法の基本的法源に矛盾する場合に限られる (*Schacht 1964 p. 106*)。問題の訴訟文書は、一通目が件の財産がワクフ財産の範疇に属する旨の判決を、二通目がこの判決が万人に適用される旨の判決を、それぞれ記している。つまり、歴代のムタワッリーがこれら二通の文書の原本ないし謄本を保管している限り、第三者がワクフ財産の所有権をめぐって前者と法廷で争うことは、理論上ほぼ不可能となるのである。このように、二通の訴訟文書は将来予想される不当な訴訟からワクフ財産を保護する目的で作成されたと考えられるが、一方でこのことは、第三者が形のうえではあくまで合法的訴訟を通じてワクフ財産を略取するケースが多かったことを物語っている。

- ⑧ ワクフ文書本体 (文書 (a)) 一六三〜七行目では、このワクフのムタワッリーにはワーキフであるパーヤンダ・ビー・アタリク自身が就任し、彼の死後はその子孫が代々この職を襲う旨が規定されている。二度の擬似訴訟への判決は、ワクフ設定が完了したのと同じビジュラ暦一〇二四年に提出されているが、判決を記す文書 (d) の文面には、ワーキフが故人であることを示す形容表現が見あらず、このときパーヤンダ・ビー・アタリクが既に死亡していたとは考えられない。また、仮にそうであったとしても、ナドゥル・ハッジジが少なくともパーヤンダ・ビー・アタリクの子でないことは明白である (*HTA 323-17 ll. 219-20*)。要するに、ナドゥル・ハッジジがムタワッリーであるとする記述は、それ自体がフィクシオンなのである。実態は擬似的なものとはいえ、形式上はあくまで合法的なこれら二件の訴訟の場に、なぜこうしたフィクシオンが持ち込まれたのかについては、いまのところ適当な解釈が見つからない。

⑨ 一方、少なくとも死地蘇生文書とワクフ文書本体(文書(a))については起草者自体が同一人物であった可能性もある。というのも、当時の君主であるイマーム・クリ・ハーンを賞賛する際¹⁾、双方の文書でまったく同一の頌詩が用いられているからである [HTA 323-17 II, 34-5; HTA 323-144 II, 6-7]。もしこれが起草者本人の作品であるならば、二つの文書は同じ人物によって起草された可能性が高い。但し、当時この頌詩が君主を賞賛する際に一般的に用いられたものであれば、二つの文書の起草者は必ずしも同一人物である必要はないことになる。この頌詩が当時一般に用いられたものであるのか、またはそうでないのか、残念ながら筆者はこの点に関して知識を持たない。

ちなみに、イスラム世界にあつてはインシャー²⁾ *Enshā* 作品と呼ばれる書簡や文書の典範が文学の一ジャンルとして定着しており、各時代・地域ごとにこの分野に属する多くの作品が著されている [Roemer 1952 pp. 1-19]。従つて、同時代に作成された文書が比喩表現にいたるまで酷似するのは珍しいことではなく、使用語彙や文体のみから複数の文書の作者が同一であると決定することはできない。

⑩ 日付を欠いた二通のワクフ文書補遺(文書(b))で扱われる手続きについては、それがいつ実行されたのか不明である。

⑪ ところで、この印章には「一〇二四」という数字が彫り込まれている。もちろん、これは「ヒジュラ暦一〇二四年」を意味するものであ

III 死地蘇生とは何か

るが、マッチェスニーが指摘するように、実は印章に彫られた年が具体的に何を意味するものなのかについては未だ定説がない [McCoheny 1991 pp. 170-1]。マッチェスニーは印に刻まれた年が示すものとして、一、印章の所持者がそこに刻まれた職掌に任命された年、二、印章そのものが製作された年、三、文書に印章が捺された年、という三つの可能性を挙げている。このうち、三番目のそれについては、この巻物の存在自体がこれを否定する決定的な証拠となる。同時期に一括して作成されたとおぼしき巻物にヒジュラ暦一〇二五年提出のファトワーが記載されている以上、巻物の作成年代がこれより遡ることはない。ところが問題の印章には「一〇二四」と彫られているのだから、これが巻物に印章が捺された年を示すことは有り得ない。一方、筆者は留学中に現地で様々な古文書に接する機会を得たが、その際、同一人物が複数の文書で異なる印章を使い分けている例に出会った。この場合、印章に刻まれた銘そのものに本質的な違いがあるわけではなく、単に印章の形状や大きさが異なっているのである。この事実は様々な解釈され得るだろうが、当時一部の人々が印章それ自体を装飾品として捉え、一生涯の間に複数の印章の製作を発注していたと考えるのがもっとも自然ではなからうか。ならば、そこに刻まれた数字は製作者である職人が作品の製作年を自ら刻したもので、ないしは発注者である印章の所持者がそれを特に刻させたものと考えるのがより妥当な見方であろう。

次章では死地蘇生文書およびこれに付随するファトワー文書のテキストを、そのペルシア語原文と日本語訳の双方によ

り呈示するが、そのまえにハナフィー派イスラム法学の見解に従いながら、死地蘇生という行為についてここで一通りの説明を加えておくべきであろう。^①

死地蘇生が、具体的には荒蕪地を耕地に転化する行為であることについては先にも述べた。ここでは、この行為を法律面から定義しておくが、法律面からは、死地蘇生とは利益と所有権がともに存在しない土地に、新たにその両者を生成する行為であるとみなすことができる。問題は、死地蘇生が如何なる過程を経て実行され、どの時点でこれが完了するかにあるが、以下このことにつき簡単に説明しておく。

死地蘇生を実行するにあたっては、まず第一に蘇生の対象とされる土地が「死地 *mar'at*」であると法的に認定される必要がある。ハナフィー派における死地認定の指標は、利益の不在と所有権の不在という二つの要素から成り立っているが、その詳細については第五章で述べる。

件の土地が死地として認定されると、この土地の蘇生を実行することが可能となる。ただし、死地蘇生を有効なものとするためには、土地に加えた行為が「蘇生 *ihya'*」であると法的に認定されねばならない。ハナフィー派が蘇生と認める行為は複数存在するが、このうちもっとも一般的なものが運河の開削による蘇生対象地の灌漑である。土地に加えた行為が蘇生と認定された段階で、この土地には利益が出現したことになる。

以上のような過程を経て蘇生行為が完了すると、この土地には蘇生者の所有権が設定されたうえでウシュル *ushr* と呼ばれる十分の一税が課せられる。ここにいたって件の土地には利益と所有権の双方が新たに生成されたことになり、死地蘇生は完了するのである。

① 本章の叙述は、ハナフィー派の代表的法学書である「ビダーヤ」の「死地蘇生の章」[Hidayat pp. 435-445] に依拠している。前近代の中央アジアにおいてこの書物が獲得していた地位は、IFA 32-1-1 に収録されるプハラのクル・ババ・キョケルタシユ・マドラサへの寄

進図書目録によく反映されている。目録に記載される写本総数は三四一冊であるが、このうち「ビダーヤ」の写本は一九冊にのぼり、一品の写本数としてはもっとも多い。また、これを分野別に見ると、「ビダーヤ」は全一一〇冊を数える法学関係の写本のうち、一作品の

みで二割弱を占めていることになる。さらに、この目録には「ビターヤ」の様々な注釈書も多数見受けられ、この書物が当時の法学教育の

根本に位置していたことを如実に示している。

IV 死地蘇生文書テキスト

(原文は次頁参照)

日本語訳

(1) 宗教と権勢の所有者、王権と信仰の所持者たる人々はいずれ知ることとなるであろうが：(2) ……幸運なる星の巡り合わせのもとに生まれたる御方、万有の王にして恩恵を施す者たる神の、地上における陰なる御方、至高にして、カリフ位の高みにある御方、偉大なるハカン達の末裔にして、(3) ……なるスルタン達の子孫にあらせられる御方、ジャムシードの威厳を持ち、星々さえも従える御方、天空の力を備え、ほかに並ぶ者なきハカンたる御方、タジクと(4) トルコ、アラブとアジャム^①の主にして、諸ウンマのあらゆるスルタン達をかしずかせる御方、卓越せるウラマー達がその庇護をもとめて逃げ込み、偉大なる法学者達がその保護をもとめて駆け込む先たる御方、(5) 父祖より受け継いだ権利と御自らの資質とをもつてカリフ位の玉座に就き、その公平なること公正なることが世界中あまねく響き渡る御方、不信と圧制の徴あればこれを拭い去り、(6) 偶像崇拜と異端、反抗の誤謬あればこれを取り除く御方——「ここに掲げる詩など」まことによくぞ言ったものではないか、その作者に栄光あれ——詩…

勝利の剣により、時のハカンに、

あまねく地表が委ねられんことを。

(7) 「世界」という言葉は、ファトフのあとで必ずスクーンが続く、

まさにこれと同じく、世界が易々と彼の手に至らんことを^②。

ペルシア語原文

[凡例]

1. [] は、一部ないし全部が判読不能であるが、当然想定されるべき語を筆者の判断で挿入した場合を示す。
2. () は、部分的に判読可能であるが、確定するまでに至らなかった語を挿入した場合を示す。
3. ... は、全く判読不能な場合を示す。
4. 原文では、語中のءをىに書き換えたり、語末のءを書き落とす場合がまま見られるが、これらはすべて正書法に従い訂正した。
5. ペルシア語文の中では、oとōの区別をつけず、すべてoに統一して表記した。

[右余白上部]

ابو الغازی امام قلی بہادر خان خلد اللہ تعالیٰ ملکہ و سلطانہ و افاض علی العالمین برہ و احسانہ آمین
رب العالمین

[本文]

(۱) [بر] ارباب دین و دولت و اصحاب ملک و ملت مخفی نخواهد بود کہ ... (۲) نشان خان... صاحب قرآن ظلّ اللہ الملك المتان عالیحضرت خلافت مرتبه (نتیجہ الحواقین) (۳) العظام سلالہ السلاطین -سان جم جاہ المحم سپاہ خاقان فلک قدر بلا اشتباہ مولی [التازک و] (۴) التزک و العرب و العجم مستخدم جميع السلاطین بین الامم ملاذ العلماء الاعلام معاذ الفقهاء العظام (۵) جالس مسند الخلافه بالارث و الاستحقاق المشتهر بالنصفه و العداله فی الآفاق ماحی آثار الکفر و الطغیان قامع اضاليل (۶) الشرك و الرفض و العصیان نعم ما قبل عزّ من قائل نظم:

همه روی زمین باد مسلّم	ز تیغ فتح خاقان زمانرا
میتر باد همچون لفظ عالم	(۷) پس از هر فتح عالم را سکونی

الخاقان بن الخاقان بن الخاقان عالیجاه امارت پناه (۸) معالی دستگاه الامیر الکبیر صاحب الرأی و التدبیر بانی بقاع الخیر فی الزمان نصب ابنیه البرّ فی هذا العصر (۹) و الاوان اشجع الامراء فی زمانه اعدل الحکام فی عصره و اوانه مرتب العلماء و الفضلاء (مرتباً) الاتقیاء و الاصفیاء (۱۰) المختصّ بعنايات الملك الدیتان پابنده بی اتالیق ترکمان ولد اشرف اقدس عالیجاه امارت پناه معالی دستگاه (۱۱) غریق الرحمه و المغفره من اللہ الملك الصمد المختصّ بمواهب العلیّه من الحی القوی المتان حضرت (۱۲) قام بی ترکمان همگی اراضی کثیره موات بلا مالک را کہ واقع است در ولایت نسف حمیت (۱۳) عن الخترّب و الاسف و محدود است محدود اربعه غریبها پیوسته است باراضی موضع حلیمه وتره (۱۴) کہ از قراء مشهوره ولایت مذکورست و مملکه پادشاهی است و بتصرف وزارت پناه مولانا میرک دیوان بن (۱۵) مغفرت پناه خواجه درویش محمد است بعضی و بعضی باراضی شیر توده کہ میته بلا مالک است شمالیها پیوسته است (۱۶) باراضی معروفه بگندم سراى کہ میته بلا مالک است و قریب است بردابه سوخته شرقیها پیوسته است (۱۷) باراضی موضع کاسان کہ از قراء مشهوره ولایت مذکورست و وقف لازم شرعی است بر مصرف معین (۱۸) و بتصرف عالیجاه معالی دستگاه خواجه یعقوب بن مغفرت پناه خواجه میرک است کہ متولی شرعی است بشرایطه (۱۹) بعضی و بعضی باراضی معروفه باق تپیه کہ مملکه مذکوره است و بتصرف وزارت پناه مذکورست جنوباً پیوسته است (۲۰) بحرم دریای نسف فواصل در کلّ حدود علامات ظاهره است فایت جنس منفعت است و بعید (۲۱) است از عمرانات بر وجهی کہ اگر مرد جهوری الصوتی از اقصای این عمرانات فریاد کند آواز (۲۲) [او]

باین زمین نمیرسد و آب از آن منقطع شده است و اهل این عمرانات باین زمین ارتفاق (۲۳) نداشته اند باذن حضرت خلافت مکانی مشار الیه بمصالح ملک خود احیاء کردند و از برای آن (۲۴) جوی کنده آب آوردند تا صالح زراعت شود بعد استجماع جمیع شرایط صحته الاحیای لاراضی (۲۵) المیتة (sic.)^۱ پس این زمین مذکوره بسبب این احیاء عالیجاه مذکور ملک عالیجاه مذکور شده است (۲۶) احیاء صحیحاً شرعاً جامعاً جمیع شرایط صحته و کان ذلك بتاريخ غزه ماه ربیع الثانی سنه ۱۰۲۳ بمحضر الثقات

* * * * *

(۲۷) هو العلیم (۲۸) این سطور چند که مسطور میگردد و این کلمات (بلند) که مذکور میشود تذکره ایست محتوی (۲۹) بر غریبتی که در زمان اراده عالیحضرت محیی مشار الیه فی الصدر احیای محدود مذکور را و کندن (۳۰) جوی آن بظهور آمده است در تاریخ اوائل سنه هزار و بیست و سه بود که از محیط دل پر فتوح عالیحضرت (۳۱) متعالی منزلت کزوبی منقبت کیوان مقام سپهر انجام اسد صولت (غطریف)^۲ هیبت اشجع الامراء فی الایام (۳۲) قدوه الحکام بین الانام قانع الفجره و المتمدین نافع الطلبة و الصالحین دلاور میدان مردان صاحب السخاوه (۳۳) و الشجاعه و الاحسان نظام الدوله رکن السلطنه هو المخصوص بعنایات الملك المتان حضرت پاینده بی (۳۴) اتالیق ترکمان زید دولته که در روز میدان شیری بود دلاور و در معرکه مصاف مبارزان نهنگی بود (۳۵) ظفر گسترکه چون تیغ امیر از میان بر کشیدی صف اعداء بلکه صفوف اصحاب هیجا را در هزمت آوردی (۳۶) و آبروی معرکه و صفوف احیاء بودی حضرت علم علی الاطلاق و معبود جمیع خلایق باستحقاق (۳۷) در ازل آزل جامه فتح و فیوزی بر قد و قامت با استقامت او دوخته بود و گویا در دین و دنیا (۳۸) او را بر اهل زمان خودش بر اکثر افراد از راه صدق و سداد امتیاز تمام داده بود که آثار غریبه (۳۹) ازو بظهور آمد بمناب که ارباب عقول سلیمه و اذهان جمیله مستقیمه در تحیر مانده اند از نسبت (۴۰) شجاعت و سخاوت و معدلت که از آن امیر با تدبیر عدیم المثال واجب الامثال بظهور می آمد (۴۱) که شمه از آن قلمی نموده شد و آن اینست چون خاطر عاطر اکثر مآثرش بآن میل نمود که بجهت مسجد جامع (۴۲) و مدرسه خود که در خارج حصار قدیم بلده فاخره بخارا متصل ببارک عالی که مشهور و معروفست (۴۳) وقف صحیح شرعی مُعْتَدَّ بِهِ که در آن شائبه از اشتباه حرمت نباشد کند باحیای محدودی که (۴۴) در صدر میین شد که مدت هشتاد سال و زیاده بود که آب بآن موضع نرسیده بود بمناب که (۴۵) اگر آهوئی در آن دشت افتادی بروغن خود کباب گشتی چنانچه قابلی گفته نظم:

(۴۶) [آهو] که بر آفتاب میگشت با روغن خود کباب میگشت

اشارت فرمود الحق کاری بود (۴۷) بغایت صعبناک از غایت همت و سخاوتی که داشت حکم فرمود که هیچکس (sic.) بجهت کندن این جوی (۴۸) از برای احیای آن زمین از ولایت مرد نگیرد که بمثل اگر سی هزار مرد از برای حفره گری آن زمین (۴۹) در کار شود همه را از مال حلال خود اجره میدهم و یکی از ملازمان خود را بر سر آن کار گذاشت (sic.) (۵۰) و چون آن زمین میته بطوری

^۱この一文はアラビア語であるが、文法的には破綻している。本来ならば「صحته الاحیاء الاراضی المیتة」のようにせねばならない。

^۲原文には「غطریف」という意味不明の語が記される。やや語形は異なるが、対句として直前に「獅子」を意味する「اسد」の語が現れることから、ここには同じ猛獣に属する「鷹(غطریف)」の語を想定すべきであると判断した。

بود که آب از آن بغایت دور بود دو اسب راویه از برای آب کشیدن (۵۱) مردمی که آنرا میکنند تعیین نمودند و بعد از آن بکندن جوی مذکور مشغول گردیدند از دولت (۵۲) عالیجاه محیی مذکور امر غریب بظهور آمد که آن نیز علامت دولت و سعادت اخروی عالیجاه (۵۳) مذکور است تفصیل بعد الاجمال آنکه چون آن مسلمانان که برضای خود حشر کنده اجره می گرفتند (۵۴) در اثنای کندن آن جوی تل ریگی پیش آمد و باندک توجهی آن ریگ کنده شد و بعده زمین سنگی (۵۵) ظاهر گردید که کندن آن بغایت دشوار بود و مردکار بسیار که بعدد هزار رسید بیگار رفت بدولت (۵۶) و همت و اعانت امیر محیی مذکور بناگاه از آن سنگ سیاه دو چشمه آب جوشیده بر آمد بنوعی که (۵۷) گوئیا دو فواره ایست که خرد خرده دان از بیان لطافت آب آن حیران و عاجز است نظم:

(۵۸) آنرا که خدای دولتی خواهد ناگاه ز سنگ خاره بیرون آید

همگنان از مشاهده این دو چشمه (۵۹) روان حمد الهی و شکر نعم شاهنشاهی بتقدیم رسانیدند القصه موازی ده هزار مرد را (۶۰) امیر کبیر عالیجاه مشار الیه درگری آن جوی کار فرموده از قرار سه نفر مرد بتنگه اجره داد از (۶۱) مال حلال خود و طمع مرد و مزد از ولایات بلا غایات نک...

[فاتوا-文書]

تیسماً بذکره الاعلی ما قول ائمة الاسلام رضی الله عنهم درین مسئله که این احیاء بر وجه مسطور متن صحیح باشد بشرایطه و این اراضی موات محدود فی المتن بسبب این احیاء ملک عالیحضرت محیی مذکور متن شده باشد بشرایطه بینوا توجروا

باشد و شده و الله تعالی اعلم کتبه محمد عارف بن ... الدین محمد الحسینی العلوی القاضی المفتی

۱۰۲۵

باشد و شده و الله تعالی اعلم کتبه محمد (شریف بن) محمد سعید الحسینی المفتی البخاری عفی عنهما

۱۰۲۵

و هو ارض بلا نفع لانقطاع مائها و نحوه لا يعرف مالکها بعیدة من العمران بحيث لا یسمع صوت من اقضاه من احیاء ملکه ان اذن له الامام فی الاحیاء و هذا شرط عند ابیحنیفة ره و قالا هو لیس شرط و هو قول الشافعی ره فی الکافی عن المیسوط لو کرهها او ضرب علیها مستآة او (سری) لها نهرأ فهو احیاء شرح مختصر

و محمد ره اعتبر انقطاع ارتفاع اهل العامر عنها حقيقة سواء كانت قريبة او بعیدة کذا فی الهدایة و فی المنصورية قال الامام فی ال... الفتوی علی قول محمد ره شرح مولانا عبد العلی

ハカンの子たるハカンの子たるハカン、即ち、アブ・ル・ガーズイー・イマーム・クリ・バハードウル・ハーン——至高なる神よ、彼の主権を永遠のものとなし給え、そして彼の慈愛を諸世界へと注ぎ給え、諸世界の主よ、アーメン——^③ 至
の御世に、至高にして、アミールの位にあらせられ、(8) 貴き高みにある御方、偉大なるアミールにして、見識と才覚と
をその身に備えたる御方、当代にあつての慈善という建造物の建設者であり、当世にあつての敬神という建造物の建造
者たる御方、(9) 同じ時代を生きるアミール達のうちにあつては最も勇敢で、時代を共有するハーキム達のうちにあつて
は最も公正なる御方、ウラマーや卓越せる者あればこれを育み、敬神の念厚き者や清浄なる心持つ者あればこれに配慮
の目を向ける御方、(10) 万有の王にして裁定者にあらせられる神の御加護を一身に集めたる御方、即ち、パーヤンダ・
ビー・アタリク・トルコマン——この御方は、至高にして、アミールの位にあらせられ、貴き高みにある御方、(11) 万有
の王にして永遠の存在者なる神の御慈悲と御寛恕に与かり、絶対の生存者にして万能者、かつ恩恵を施す者なる神の
と尊き御恵みを一身に集めたる御方、即ち、(12) カースィム・ビー・トルコマンの最も尊く、最も気高き御子息にあらせ
られる——は、死地であり、所有者も存在しない⁽¹⁾ 次に示す広大な土地の全てを蘇生したのである。この土地はナサフ
地域——^⑥ (13) この地が荒廃と悲しみより護られてあるよう——に位置しており、その四方の境界は以下の通りである。西
の境界は一部が *HYLMH WTRH* 地所の土地に接している。(14) これは上述の地域に属するよく知られた村落で、国有
地の範疇に属しており、現在は故ホージャ・ダルウィーシユ・ムハンマドの御子息で、ワズィールの位にあらせられる
マウラーナー・ミィラク・デーワーンの占有下にある。⁽⁷⁾ また、別の一部はシール・トゥーダという土地に接してお
り、これは所有者の存在しない死地である。北の境界は(10) ギヤンドゥム・サライの名で知られる土地に接しており、こ
れは所有者の存在しない死地で、スーフタ貯水槽^⑧の近隣に位置している。東の境界は一部が(17) カーサン地所の土地に
接している。これは上述の地域に属するよく知られた村落で、所定の使途に供される合法にして確定済みのワクフの範
疇に属している。(18) 現在、この土地は故ホージャ・ミィラクの御子息にして、合法なるムタワツリーであり、至高にし

て貴き高みにあらせられる御方、ホージャ・ヤアクーブの占有下にある。(19)また、別の一部はアク・テベの名で知られる土地に接している。これは前述の国有地で、前述のワズマイルの位にあらせられる御方の占有下にある。南の境界は(20)ナサフ河の禁地に接している。以上、各々の境界は明確に分かたれている。さて、この土地は利益の類を失っており、(2)

(21)声の大きな者が「近傍の」非死地の端から大声で呼ばわつても、その声がこの土地まで届かないほどに非死地から遠く離れている。(22)また、この土地は水を絶たれており、さらに非死地の住民もこの土地を利用してこなかった。(23)かの

御方は、前述のカリフ位の高みにあらせられる御方の許可を得て、自らの私有財産を投じてこの土地を蘇生したのである。(24)また、かの御方はこの土地が耕作に適したものとなるように、この土地のために運河を開削し、水をもたらしただけであった。(25)これらのことは、死地蘇生が有効となるための諸々の条件すべてを満たしたのちに行われたものである。

(25)よって、前述の土地は、前述の至高の高みにあらせられる御方の蘇生により、その私有財産となった。(26)この行為は有効にして合法、かつこの行為が有効となるための諸々の条件全てを満たす蘇生行為として認知された。(27)以上、一〇二三年第二ラビーウ月一日、信頼すべき証人臨席のもと、かくのごとく決定された。

(27)彼こそは全てを知り給う御方

(28)これから書き記すのは、(29)本文書前半部にも登場する蘇生の遂行者であらせられるかの御方が件の土地を蘇生し、その運河を開削せんとの志を抱かれたときに起こった、数々の驚くべき事どもをそのなかに含む記録である。(30)時は一〇二三年の始め。これは、いと気高き御方にして、(31)智天子ケルビムの徳を持ち、土星界に居所を占め、天空のごとき威厳を持つ御方、ひとたび襲い掛かれれば獅子のごとく、相手を恐れさせること鷹のごとき御方、有史以来もつとも勇猛なるアミールにして、(32)人間世界のハーキム達の模範たる御方、不道徳な輩や叛旗翻す者あればこれを挫き、義しき知恵を求める者や敬神の念厚き者あればこれを援ける御方、戦士達集う戦場にあつては勇士となり、物惜しみせぬ心(33)と勇氣と慈善心を併せ持つ御方、権勢にとつてはその秩序となり、主権にとつてはその礎となる御方、そう、彼こそは恵み与

える御神の御寵愛を一身に集める御方にあらせられる、そのパーヤンダ・ビー・(34)アタリク・トルコマン様——彼の権勢がいや増さんことを——の勝利に満ち溢れた大海のごとき御心から出たことである。戦いの日、彼はさながら勇猛なる獅子のごとくであった。戦士達が隊列をめぐらす戦場で、(35)彼はさながら勝利を打ち開く鰐のごとくであった。ひとたびアミールがその剣を鞘から抜けば、敵の隊列ひとつどころか、生粋の戦士達が幾重にも打ちめぐらした隊列でも潰走させてしまうことだろう、(36)そして、戦いの野と友軍の隊列における誉れとなることだろう。絶対的な智者にして、自らに相応しく全人類に崇め奉られる御方なる神は、(37)既に始源の時にかの御方の義しき姿形に合わせて勝利という衣服を仕立て上げ、聖俗両界に於いて(38)かの御方を同時代の人々というだけでなく、義しき言葉を口にする多くの人々の上に打ち据えたのに違いない。なんとすれば、かの御方からは数々の驚くべき徴が現れ出たのだが、(39)健全なる理性と義しく美しき知性持つ者でも、(40)唯一無比にしてあらゆる人が範とすべき、かの才覚をその身に備えたるアミールよりうち現れた、これまでその一端を記したに過ぎぬ、その勇氣と物惜しみせぬ心と正義とがひとつ身に併せ持たれている様には、まさしく驚嘆するほかないほどのだから。

(41)さて、事の次第はかくのごとくである。あまたの偉業に彩られし芳しきかの御方の御心が、(42)誇り高き街ブハラの旧城壁外に位置し、誰もが知る高貴なるその城塞に隣接する、自らの集会モスクとマドラサのための、(43)一点の違法性の疑いもない有効にして合法、かつ信頼のおけるワクフの創設へと傾くと、(44)かの御方は文書前半部に明記される件の土地の蘇生を命ぜられたのである。この土地には八〇年以上にわたって水が至っておらず、(45)まさにカービリーの詩そのままに、このような荒地にカモシカが足を踏み入れようものなら、自分の脂でもってそのままキャバープになつてしまふだろう。詩・

(46)カモシカ、もしも太陽へと赴くならば、

おのれの脂でキャバープとならん。

(47)まさにそれは難事業であった。かの御方はその限りなく強い意思と物借しみせぬ心からこう命ぜられたのである。
 『何人もかの土地の蘇生を目的とした(48)この運河の開削のために当地域から人足を徴用してはならぬ。私は、たとえ(49)件(50)の土地の開削に三万の人足が(49)従事するのなら、彼等全てに自分の財産から給金を支払おう。』^(b)そして、自らの家来の一人にこの事業を統轄させたのであった。

(50)また、かの土地は水のある場所からきわめて遠くに位置しており、そもそもそのために死地となっていたほどなので、(51)運河の開削に従事する人々が飲み水を運ぶための馬二匹が特に割り当てられた。かくして人足達は件の運河の開削に取り組んだのであった。(52)この時、かのいと気高き蘇生者たる御方の権勢より驚くべき出来事が出来たのだが、これもかの御方の来世に於ける権勢と幸福の徴である。(53)その経緯はこうである。

かのムスリム達は、自らの意思でこの集団労働に参加して運河を開削し、給金を受け取っていた。^(c) (54)さて、彼等は開削を進めるうちに砂丘に突き当たった。ところが、彼等がこれに取り掛かると、瞬く間にこの砂丘は削り取られてしまった。すると今度は岩盤が(55)現れた。これを削るのは極めて困難なことで、実に千人におよぶ多数の人足たちが動員された。(56)そうするうちに、まさにかの蘇生者たるアミールの権勢と意思と配慮のゆえに、かの黒石から忽然と熱湯を湧き出す二つの泉が現れたのである。(57)その様は二つの噴水のごとくであり、賢者の知恵をもってしてもこの水の優美なる様を語ることはかなわない。詩・

(58)神が権勢を望む者には、

御影石から突如それが湧き出ることさえあろう。

この二つの泉を目にした全ての者は、(59)神への賛辞と王中の王たる神の恵みへの感謝を口にしたのであった。

かくして、(60)かの偉大なると気高きアミールは、およそ一万人にも及ぶ人足をこの運河の建設に従事せしめ、三人の人足毎に一タンガの給金を(61)自分の財産から支払ったのである。^(d) (続く文章の途中で文書は断絶)

(巻物右余白部分に記されたファトワー)

至高なる神を想うことに吉兆を見出しつつ、さて、次の問いについてのイスラムのイマーム達——神よ彼等を嘉し給え——の言説は如何に？ 「第一に」本文中に記されるような形で蘇生行為は、諸々の条件にてらして有効であるや否や？ 「第二に」本文中にて境界設定がなされる死地は、諸々の条件にてらして、この蘇生行為により本文中に記される蘇生者たる御方の私有財産となりたるや否や？ 説き明かせ、さすれば汝等報いられん^⑮。

有効である。私有財産となった。至高なる神は全てを知り給う。ムハンマド・アリーフ・イブン・…・アッディーン・ムハンマド・アル・フサイニー・アル・アラウイー・アル・カーディー・アル・ムフテイ^⑯これを記す。一〇二五年。有効である。私有財産となった。至高なる神は全てを知り給う。ムハンマド(・シャリーフ・イブン)・ムハンマド・サイード・アル・フサイニー・アル・ムフテイ^⑰・アル・ブハリー——神よこの父子を赦し給え——これを記す。一〇二五年。

水の途絶ないしこれに類する理由で用益を欠き、その所有者が知られておらず、さらに「近傍の」非死地の端から呼ばわった声が届かぬほど非死地から遠く離れているような土地の場合、これを蘇生した者はこれを所有する。「この土地を所有するのは」イマームが蘇生の許可を与えた場合に限る、というのはアブー・ハニーフア——彼に神の御慈悲あれかし——の学説における条件である。「一方、アブー・ユースフとムハンマド・シャイバーニーの」二人は、このような条件を満たす必要はないとする。これはアッシャーファイイー——彼に神の御慈悲あれかし——の学説である^⑱。また、『アル・カーファイ』は『アル・マブスート』を典拠として次のように述べる。播種に先立って土地を掘り起こしたり、土地の周囲に堤をめぐらせたり、または、土地に運河を引いたりする場合、これらはすべて蘇生行為とみなされる。以上、『シャルヒ・ムフタサル』^⑲より。

ムハンマド「・シャイバーニー」——彼に神の御慈悲あれかし——は、非死地の住民がこの土地からまったく用益を

得ていないという点について、この土地が非死地から近いか遠いかを問題とせず、これを本来の意味にとったのである。以上、『アル・ヒダーヤ』が述べるところである。また、『アル・マンスリーヤ』は次のように述べる。アル・イマームは『アル・…』においてこう述べている。自分が提出するファトワーは、ムハンマド「・シャイバーニー」——彼の神の御慈悲あれかし——の学説に基づくものである。以上、『シャルヒ・マウラーナー・アブドゥ・アル・アリーイ』^⑭より。

① 「タジク *تاجیک*」の語はゼロックス・コピーからは判読不能である。

但し、同時代の別の文書にこの四者を併記する用例があるので、筆者の判断で挿入した。「タジクとトルコ」とは、ここではアストラハン朝領内の臣民のうちベルシア語を使用する非軍人と、トルコ語を使用する軍人の意で、非軍人と軍人を一括することにより、領内の臣民全体を象徴的に指し示した表現と考えられる。ティムール朝期、タジクとトルコの対比は王朝の行政機構に明確に反映されていたが〔間野一九六九・久保一九九七〕、この伝統は同じくトルコ系軍人の軍事力に依拠して中央アジアの定住民社会を支配した、続くシャイバーン朝やアストラハン朝においても継続していたものと考えられる。これに対して「アラブとアジャム」はアラブと非アラブを意味し、イスラム世界で伝統的に使用された、この世界における全ての人々を指し示す象徴的表現である。要するに、「タジクとトルコ、アラブとアジャム」とは「アストラハン朝領内の全臣民のみならずこの世界の全ての人々」を意味する表現なのである。

② 詩の後半二行にはベルシア語の掛詞が使用されている。「ファトフ *فتوف*」という言葉は通常「勝利・征服」を意味するが、文法用語としてのファトフは子音に母音 *u* が付されることを意味する。一方「スクーン *sukun*」という言葉は「安寧」を意味するが、文法用語として

のスクーンは子音が無母音であることを意味する。さて、「世界」の原語は *al-dunya* であるが、アラビア文字は子音字のみで成り立っているので、この語は *al-dunya* という四つの子音により表記される。これを発音する際、最初の *u* には母音 *u* が付され、次の *y* は無母音、三番目の *n* にはやはり母音 *u* が付され、続く *h* は再び無母音といったように、この語にはファトフとスクーンが交互に現れる。この詩の作者は「ファトフ」と「スクーン」の双方を掛詞として用い、「世界」の語でファトフの後に必ずスクーンが続くように、君主が「世界」を「征服」した後は、それが反乱などとは無縁の「安寧」の内に彼に統治されるように、と詠っているのである。

③ イマーム・クリ・ハーンの名前とそれに続く祈願文は、巻物上方の右余白部分に記されている。当時の文書に君主や高名な聖者等の名前が現れる場合、それを本文テキスト内には書き込まず、祈願文と共に余白部に別個に書き記すのが通例である。

④ *al-hakim* は本来「裁定者」を意味するアラビア語である。当時の行政用語では、*al-hakim* は都市とこれに付随するトゥマンからなる地域 *al-taman* を統治し、そこでの徴税業務を統轄する「知事」を意味した。アストラハン朝の有力アミールは領内諸地域の *al-hakim* に任命されるケースが多く〔McChesney 1983 pp. 49-51〕、ここに現

れるハークムの語も「知事」、或いはより一般的に「支配者」という意味で用いられたものと考えられる。

⑤ この一節は故人に適用される定型化された形容辞である。つまり、この文書の作成当時、バーヤンダ・ビー・アタリクの父親であるカーヌム・ビー・Qasim Biは既に死亡していたことになる。

⑥ プハラ東南方に位置する現ウスベキスタン共和国カルシのこと。

⑦ ここで筆者が「国有地」と訳したのは、*mamaka-yi-pardshin* あるいは単に *mamaka* と呼ばれる範疇に属する土地のことである。ハナフィー派法学に於いてこの種の土地は、所有者が納税能力を喪失して放棄したハラージュ地、と定義される。所有者に放棄されたハラージュ地は世俗主権者である君主の管轄下に移動するが、ここから英語の *state land* やロシア語の *государственная земля* といった訳語が生まれることとなった。筆者が採用した「国有地」という訳語も、欧米の研究者によって使用される訳語にならったものである。ここで問題なのは、こうした土地が君主の管轄下に移されても、本来の所有者に属する所有権が理論上消滅しないことである。ゆえに、この種の土地を「国有地」と訳すことは厳密な意味では正しくない。本稿では、あくまで慣例上の訳語として「国有地」の語を用いている。

さて、ハナフィー派法学における国有地関連規程では、君主は自己の管轄下に移されたこの種の土地からハラージュを徴収すべく、これを賃納ないし物納の小作に出すべきであるとされている。但し、既に述べたようにこの土地の所有権は依然として本来の所有者に属しているため、この小作料は後者への補償額を正規のハラージュ額に加えた額となる。また、小作契約に応じる者を見出せなかった場合には、君主はこの土地を第三者に委ねて経営させることができる。この場合にも、この土地から徴収されるハラージュ額は、正規のハラージュ額

に不在の所有者への補償額を加えたものとなる。要するに、国有地には私有地よりも重いハラージュが課せられることになるのである。尚、ここまで述べてきたハナフィー派の国有地関連規程についての説明は、*Munitz 2004b* に依拠している。

ちなみに、一八世紀後半に中央アジアで著された同じハナフィー派の法学書では、件の「補償額」は君主がこの種の土地を管理するための管理費へとすりかえられており、当然君主が取るべきものとされてゐる [Buzdanova 1991: c. 56]。この理論に従うならば、本来の所有者がこの土地に対して持つ権利は消滅していることになり、*mamaka* は文字通り「国有地」となる。国有地の処理をめぐり展開されたハナフィー派の議論は、中央アジアの土地制度を考えるうえできわめて重要なものであるが、その詳細については別稿に譲る。

ところで、国有地やワクフ地を「某が占有 *usatun* している」という文言は、当時の文書にしばしば見受けられるものである。既に述べたように、国有地は本来小作に出されるか、ないしは第三者の経営に委ねられるべきものであった。国有地の占有とは、第三者が所有権ではなく、小作権にもつづいてこの土地を占有している状態を意味するものと考えられる。ムタワッリーによって小作に出されるのが常であったワクフ地についても、同様に解釈することが可能である。但し、ここで財務官僚であるワズィールが占有者となっていることからわかるように、文書にその名が記される占有者が、常に実際の耕作者と同一人物であったとは考えられない。占有者としてその名が記されるということとは、あくまでその人物が小作契約の一方の当事者であることを意味しているに過ぎず、実際にはこうした占有者が自分で請け負った土地をさらに一般の農民達へと又小作に出していた場合が多かったと考えられる。

- ⑧ 原語は *sard-ab-i-sakha* で、直訳すれば「焼けた貯水槽」となる。厳密さが求められる境界設定の記述に、「焼けた貯水槽」という曖昧な目印が登場するのはいかにも不似合いであるため、ここでは取り敢えず固有名詞として扱った。
- ⑨ 「禁地」の原語は *harm* で、灌漑運河の両岸に設定される所有権不在の公共の空間を意味する [McClanery 1991 p. 186]。
- ⑩ イマーム・クリ・ハーンを指している。
- ⑪ パーヤンダ・ビー・アタリクを指している。
- ⑫ ナサフ地域を指している。
- ⑬ 原語は *mad* で、「人」ないし「男」を意味する。前後の文脈から、四七―八行目に現れる文言は、この運河の開削のための住民徴用を禁止したものと解釈せねばならない。さて、賦役的性格を有する集団労働は、中央アジアにおいては伝統的に *hashr* & *bigar*、ないし *mandi-kar* などの語で呼び習わされてきた [Agiyannov 1966-70 t. 2, cc. 190-6]。本来ヘルシア語起源で、直訳すれば「仕事の人」を意味する *mandi-kar* という言葉は現代ウスベク語にも残っており、そこでは「雇い労働に従事する者」を意味している。これは本来の「賦役的性格を有する集団労働」という語義のなかに含まれる、本業以外の労働への臨時の従事というニュアンスが今に至るまで残された結果であろう。文脈上ここで用いられる *mandi* の語は単に「人」や「男」を意味するものではなく、*mandi-kar* を担う者、即ち、賦役労働に駆り出される「人足」を示すものと解釈せねばならない。ちなみに、*hashr*, *bigar*, *mandi-kar* とそう三つの語は本文書中にも現れるが [HTA 323-1-144 II, 53, 55]、同じ文書の中で住民の徴発を禁止している以上、これらの語は単に「臨時の集団労働」、またはその担い手という程度の意味合いで使用されたものと考えるべきである。
- ⑭ ここまでは、ファトワー提出を要請する問いかけの部分にあたる。ファトワー文書はこのような問いかけと、これに応えて提出されるファトワー、そしてファトワーの典拠となった法学書の一節からの引用という三つの部分から構成される。問いかけは普通イエスカノーの二者択一を求める形で為されるので、ファトワー自体もこれに対応してイエスないしノーを記すだけのごく短いものである場合が多い。ここでは「有効である。私有財産となった。」という文言がファトワー本体に相当する。一方、法学に限らずあらゆる学術分野において、一定の資格認定条件を満たす人物が、その資格において先人の言説を引用することを *riwaya*（伝達）というが、ファトワー文書の最後の構成要素である典拠引用部分はこの *riwaya* に相当する。旧ソ連圏の研究者がファトワー文書を *puhatar* と呼び習わしているのはこのためであろう。イスラム世界における知識の伝達、より具体的にはマドラサにおける教育を支えるのは *riwaya* の資格認定システムであるが、この問題については取り敢えず Khalidov & Subtelny 1995 とそこに引用される諸文献を参照のこと。
- ⑮ この人物は、前述のワクフ文書に付随する擬似訴訟文書 1-2（文書 (d)）では判決を提出したカーディーとして、その判決を支持するファトワー文書（文書 (e)）ではファトワーを提出したムフティーとしてそれぞれ登場する。
- ⑯ アッシャーフィイー al-Shafi'i（八二〇年没）はシャーフィイー派イスラム法学の創始者である。ところで、この箇所の記事からもわかるようにハナフィー派の基本的な学説は、創始者であるアブー・ハニーファ Abu Hanifa（七六七年没）、およびその二人の弟子であるアブー・ユースフ Abu Yusuf（七九八年没）とムハンマド・シャイバーニー Muhammad al-Shaybani（八〇四年没）の三名によって形

ちのいずれかである可能性が高いことになる。

⑭ 残念ながら、この文献を比定することはできなかった。

⑮ 『ヒターヤ』の該当箇所では、ムハンマド・シャイバーニーの言説を支持するこの「アル・イマーム」なる人物に Khwarazma とらう

通称が添えられているので、この「アル・イマーム」は Khwarazma Muhammad al-Bukhari (d. 1089) に比定できる [Hidayat p. 435; Brockelmann 1937-49 vol. 1, p. 175f].

⑯ 本章注⑭を参照。

V 死地蘇生文書の文言解釈

本章では、第三章で述べた死地認定と蘇生認定という死地蘇生における二つのプロセスを踏まえつつ、本文書前半部に現れる各文言をハナフィー派イスラム法学の観点から解釈してゆく。

① 死地認定

既に述べたように死地蘇生の実行は、蘇生対象である土地が死地であると法的に認定されていることを前提とするものである。そこで、まずは『ヒダーヤ』「死地蘇生の章」冒頭において著者マルギーナーが呈示している、ハナフィー派の死地認定条件を確認しておきたい。

著者いわく、死地とは、水の途絶や浸水、ないしはこれらに類するような耕作を妨げる原因により利益を得られない土地のことである。死地という名称は利益の不在により付けられたものである。著者いわく、死地の範疇に含まれるのは、所有者の存在しない荒蕪地、ないしはイスラム時代に私有地となっていたことがあるが所有者が誰なのか確定できないような荒蕪地である。

[Hidayat p. 435]

ここでは、ハナフィー派の死地認定条件が利益の不在と所有権の不在という二つの要素より成り立っていることが明示されている。「この土地は利益の類を失っており」（傍線部②）、「所有者も存在しない」（傍線部①）、という二つの文言は、このことを踏まえるものである。以下、本節では死地認定に関係する各文言に解釈を与えてゆく。

さて、先に引用した『ヒダヤ』の一節に見られるように、水の途絶は用益の不在を示す指標の一つとされる。「この土地は水を絶たれており」(傍線部(4))というくだりは、この指標を念頭において、件の土地が耕地としての用益を欠くことを宣言した文言と解釈される。ところが、件の土地が耕地としての用益を欠くというだけでは、この土地における用益の不在を確定することはできない。用益の不在を確定するためには、問題の土地が耕地以外の形においてもそれを欠くものであることが証明されねばならないのである。

ハナフィー派は、或る土地が耕地以外の形で用益を提供するという場合、周辺の住民によるその利用という状況を想定していた。「さらに非死地の住民もこの土地を利用してこなかった」(傍線部(5))という一節は、この点を踏まえる文言である。ここから、非死地付近に位置する土地は、無条件に死地認定対象から除外すべきであるとする学説が生まれることになる。アブー・ユースフは、「村落の近傍に位置する土地の場合、この土地がその住民により利用されていることは自明の事柄」であるとして、死地認定にあたり、審査対象となる土地が周囲の非死地から一定の距離により隔てられていることを、認定の指標として採用した [Hidayā p. 435]。さて、距離という概念を用益不在の指標として採用するからには、それがどれほどの距離であるのかを具体的に定義せねばならない。マルギーナーニーに拠れば、「それは非死地の端に人間が立って叫んでも、その声が届かない程度」の距離であるという [Hidayā p. 435]。よって、「声の大きな者が『近傍の』非死地の端から大声で呼ばわっても、その声がこの土地まで届かないほどに非死地から遠く離れている」(傍線部(3))という文言は、傍線部(2)(4)(5)のそれと同様に、用益不在の確定に関連する文言であることがわかる。かくして、傍線部(2)~(5)の一連の文言は、件の土地における用益の不在を宣言したものと解釈されるのである。

② 蘇生認定

既に述べたように、死地蘇生とは用益と所有権を新たに生成する行為にほかならない。本節では、この両者の生成に関

連する各文言について説明する。

『ヒダヤ』には、ハナフィー派が蘇生行為として認定する五つの行為が記されている。これを列挙すれば、次のようになる。

- (a) 播種前に土地を掘り起こし、かつ、土地を灌漑する。
- (b) 運河を開削し、かつ、土地を灌漑する。
- (c) 浸水を避けるために土地の周囲に堤をめぐらす。
- (d) 浸水を避けるために盛り土をする。
- (e) 土地に播種を行なう。

[Hidayya pp. 436-7]

「この土地が耕作に適したものとなるように、この土地のために運河を開削し、水をもたらした」（傍線部(7)）という一節は、蘇生者の行為が上記(b)の条項に該当し、ゆえに蘇生行為として認定されるべきものであることを宣言した文言である。つぎに、この土地に蘇生者の所有権が設定されることで死地蘇生のすべてのプロセスは完了するが、いわば最終段階である所有権設定の際に問題となるのが世俗主権者による蘇生許可の有無である。まずは、この件に関するハナフィー派の規程を引用しておこう。

「死地認定についての」以上のような条件を満たす土地をイマームの許可を得て蘇生する者は、これを所有する。イマームの許可を得ずして蘇生した場合、アブー・ハニーフアの説では蘇生者は土地を所有せず、ムハンマド・シャイバーニーとアブー・ユースフ両者の説では蘇生者はこれを所有する。

[Hidayya p. 435]

いうまでもなく、「前述のカリフ位の高みにあらせられる御方の許可を得て」（傍線部(6)）という文言は、この規程を念頭に置いたものである。「……よって、前述の土地は、前述の至高の高みにあらせられる御方の蘇生により、その私有財産となった。この行為は有効にして合法、かつこの行為が有効となるための諸々の条件全てを満たす蘇生行為として認知さ

れた」(傍線部⑧)というくどりは、件の土地への所有権の設定をもって死地蘇生が完了したことを宣言する文言である。

① ハナフィー派イスラム法学における「イマーム」とは、理念上「全ムスリムの長」を意味するものであるが、現実には法を適用する段階においては、この語は「世俗主権者」と読み替えられた。法学者がどの

ようなかたちでこの読み替えを理論化したのかについては、Suldat pp. 77-84で展開される議論が参考になる。

VI 選択肢としての異説——ファトワー文書典拠引用部分の分析——

HIFA 323-1-14に死地蘇生文書と共に収録されたファトワー文書は、件の死地蘇生の有効性を支持するファトワーを記録したものである。既述のように、ファトワー文書はファトワーの提出を要請する問いかけから始まり、ついでファトワー本体、そしてファトワーの典拠引用という、三つの要素から成立している。このうち、ファトワー文書分析の際の要となるのが、ファトワー本体の根拠を呈示した典拠引用部分である。

構成上の理由から第五章では触れなかったが、実は死地認定のための二つの条件のうち用益の不在を確定する指標については、ハナフィー派内部に異なる二種類の学説が存在していた。本章では、件のファトワー文書典拠引用部分の分析を通して、対立する学説の存在が法を現実にも適用する場においてどのような意味をもったのかを検証してゆく。

第五章で述べたように、ハナフィー派法学において用益の不在が確定するためには、問題の土地が耕地として用益を提供しないというだけでなく、周辺の住民により利用されるものでもないことが証明されねばならない。その指標として距離という概念を採用したのがアブー・ユースフであったことは先にも触れたが、一方でムハンマド・シャイバーニーは、周辺の住民が実際に問題の土地を利用しているか否かという、いわば実態を指標として採用すべきことを主張した [Hidayat p. 435]。マルギーナーニーの記述からは、これら二つの学説のうちいずれを採用すべきかについて、ハナフィー派内部でも見解が統一されていなかったことが窺える [Hidayat p. 435]。

さて、件の典拠引用部分は確定不能の『シャルヒ・ムフタサル』を引く前半部と、バルジャンデイーの『ムフタサル』への注釈を引く後半部に分かれていた。このうち前半部には、死地蘇生文書本文におけるのと同様に、距離を指標とするアブー・ユースフの学説に基いた文言が登場する。ところが後半部では、実態を指標とするムハンマド・シャイバーニーの学説が紹介されるのみならず、これを支持したハーハルザードの意見までが併記され、あたかもこれこそがハナフイー派の統一見解であるかのような印象を読む者に与えている。このあからさまな対比は何を意味しているのだろうか。

この疑問を解く鍵は、死地蘇生文書本文一三〇行目に見える、土地の境界設定を記した箇所にある。件の土地は西の境界の一部と北の境界では死地に接しており、さらに東西両境界の一部で国有地に隣接する。このうち、死地が不毛の土地であることについてはいまさら述べるまでもない。一方の国有地は、納税能力を失った本来の所有者によつて放棄された土地である。所有者が納税能力を喪失した原因については、これを一概に特定することはできない。しかしながら、件の国有地の周囲に死地が存在することを考慮に入れるならば、この一帯の土地がそもそも生産性に乏しいものであったか、或いはなんらかの理由で生産性が極端に低下したために、経営困難に陥った所有者がこれを放棄したとみるのが妥当であろう。

要するに、当時この一帯を占めていたのは概して生産性の低い土地であったと考えられ、件の蘇生対象地も実際に用益を欠くものであった可能性が高いと考えられる。だが、問題はこの土地の周囲に国有地とワクフ地が存在していることこそある。ワクフ地は、ワクフ対象物件を維持する目的で私有地から転化されるもので、そこに用益が存在することはいわば自明の事柄に属する。一方、既に述べたように国有地は原則として世俗主権者たる君主が小作に出すべき土地である。死地蘇生文書本文に拠れば、問題の土地と境を接する国有地には占有者が存在しているが [HTA 323-1144 II, 145, 10]、この事実はこれらの土地が現実には小作契約の対象とされていたことを物語っている。用益の存在を前提とする小作契約が成立し得る以上、これらの土地に用益が存していたことは明らかである。つまり、用益不在の指標として非死地と

の間の距離を採用したアブー・ユースフの学説に従う場合、これら国有地とワクフ地に隣接する件の土地は死地として認定されない可能性が生じるのである。一方、実態を指標として採用するムハンマド・シャイバーニーの学説に従った場合、件の土地が周辺の住民に利用されていないと司法当局者が判断すれば、少なくとも形式上は用益不在という条件が満たされることになる。

ここで、ファトワー文書典拠引用部分の構成を改めて確認してみたい。確定不能の『シャルヒ・ムフタサル』を引く前半部は、死地認定と蘇生認定にかかわる一般的な規程を列挙するものである。これに対し、バルジャンデーの『ムフタサル』への注釈を引く後半部では、死地認定条件の構成要素である用益の不在を確定する指標のみが専ら取り扱われている。要するに、ファトワーを提出した二名のムフティーは、バーヤンダ・ビー・アタリクにより遂行された死地蘇生の有効性を支持するにあたり、まずは死地蘇生にかかわる諸々の規程を包括的に記載した『シャルヒ・ムフタサル』の一節を典拠として引用した。ところが、そこに記されたアブー・ユースフの学説に基づく規程を厳密に適用するならば、件の土地は死地認定の対象から除外されてしまう可能性がある。そこで兩名は、この問題を解決すべくムハンマド・シャイバーニーの対立する学説とこれを支持した先学の見解を、バルジャンデーの著作から二つ目の典拠として引用したわけである。ハナフィー派内部における対立する学説の存在は、法が現実に応用される場において、その担い手であるムフティーに選択肢を提供する役割を果たしていたのだといえよう。^①

① とはいえ、すべての異説を選択肢とすることができるわけではない。ハナフィー派法学では、アブー・ハニファ、アブー・ユースフ、ムハンマド・シャイバーニーの三者のうち二名が同じ意見を提出し、残る一人が異説を唱えている場合、前二者の意見に従ってファトワーを提出すべきことが定められている〔愛宕一九九二 一一六頁〕。ここで問題とした用益不在の指標についていえば、アブー・ハニファは

これについて何も述べておらず、残る二人はそれぞれに対立する意見を提出していた。さらに、後代の法学者の間でもいずれの学説を同派の統一見解とすべきかが定まっていなかったため、いずれの学説に基づいてファトワーを提出するかは事実上ムフティーの裁量に委ねられる形となっていたものと考えられる。

VII 個人事業としての死地蘇生——イスラム法と制度の形態——

ここまで、死地蘇生文書前半部の文言に解釈を施し、ついで、ファトワー文書典拠引用部分の分析を行ってきたが、最後に、本章では死地蘇生文書後半部を占める説話の意味について考察する。

さて、『ヒダヤー』「死地蘇生の章」[Hidaya pp. 435-445]では、運河の開削とその結果生じる様々な権利、および開削された運河の維持の在り方などについての議論に多くの紙幅が割かれている。イスラムという宗教が主に乾燥地帯を舞台に興隆し、発展した事実を考えるならば、その法体系であるイスラム法が死地蘇生という行為を扱うに際して、灌漑のための運河の開削とその維持とに大きな関心を寄せたのは至極当然のことといえよう。ところで、ここで注目すべきは世俗主権者が支配領域内の住民を徴用して運河を開削し、死地を蘇生するという事態につき、そもそもハナフィー派イスラム法学はこれをまったく想定していないという事実である。たしかに、既存運河の維持については世俗主権者が住民を徴用してこれを浚渫するケースが想定されている。だが、その場合浚渫の対象となるのは私有対象とならない自然河川に限定されているのである [Hidaya p. 442]。

要するに、ハナフィー派イスラム法学は死地蘇生という行為を個人のそれとみなしていることになるわけだが、この事実は死地蘇生文書自体からも読み取ることができる。「自らの私有財産を投じてこの土地を蘇生したのである」(傍線部(a))という一節をはじめ、傍線部(a)~(d)の各文言は、今回の死地蘇生が蘇生者個人の財産を用いて行われ、労働に従事した人々にはなんらの強制も加えられなかったことを強調したものである。つまり、この事業の遂行に際しては資金・労働力いずれの面においても、その調達のためにいかなる権力も行使されなかったというのである。これらの言葉を額面通りに受け取るならば、このたびの死地蘇生はたしかに蘇生者パーヤンダ・ビー・アタリク個人の事業であった。

いうまでもなく蘇生者の視点から見た場合、死地蘇生とは新たな私有財産を獲得する手段にほかならない。しかしなが

ら、この行為が強い公共性を有することもまた事実である。新たな耕地の出現は当該地域における食料供給の安定化を促進し、一方で、課税可能な土地の生成は世俗権力に税収の増加をもたらす。ところが、ハナフィー派イスラム法学により死地蘇生が個人事業として規定された結果、本来強い公共性を有するはずのこの行為は、世俗主権者の強制により実行される公的事业としての形態をとらなかつたのである。①このような議論を踏まえたうえで、改めて死地蘇生文書後半部に記される説話の意味を考えてみたい。

既に述べたように、件の死地蘇生文書は残念ながら後半部の末尾を欠く断片である。しかしながら、説話の内容がクライマックスに達する箇所を現存する部分より選ぶとなれば、それは間違いなく、岩盤から突如として二つの泉が現れるシーンであろう。岩盤を削り取る際、たまたま地下水脈を掘り当てたこと自体は事実かも知れないし、これを虚構であると判断する根拠もない。ただ、ここで注意すべきは、この話が明らかに『コーラン』に収められるムーサーの奇跡譚を下敷きとしている点である。②宗教的モチーフに彩られた奇跡譚という、スーフィズムの聖者伝を想起させせるこの説話の形式は、明らかに特定の個人を賞賛するために採用されている。要するに、文書後半部の説話は、蘇生者バーヤンダ・ビー・アタリク個人を専ら称揚する目的で書かれたものなのである。ならば、死地蘇生文書にこうした説話がわざわざ付けられた理由も自ずから明らかとなるであろう。個人事業として規定される死地蘇生を記録した文書に、蘇生者個人を専ら賞賛する説話が付加されたのは、きわめて自然な成り行きであつたと考えられるのである。

① 筆者は、一切の死地蘇生行為が世俗権力とまったく無縁であつたと主張しているわけではない。バーヤンダ・ビー・アタリクにより遂行された死地蘇生とワクフ設定からなる一連の事業を記録した二巻の巻物には、世俗主権者側がこの事業に荷担していた形跡も看取される。ここで筆者が主張しているのは、イスラム法が死地蘇生という行為に個人事業としての形態を付与した、という事実である。

たとえば、前近代のイスラム世界における教育の在り方についてもこれと同じことがいえる。死地蘇生と同様、教育も公共性の強い事業であることはいうまでもない。ところで、教育の場であるマドラサはほぼ例外なくワクフという制度により維持されたが、少なくともハナフィー派イスラム法学はワクフ財産に転化し得る財産として私有財産以外のものを認めていない。[Johansen 1988, pp. 11-2]。このためマ

ドラサはひとり、ないし複数の個人の私有財産により建設され、維持されることとなった。つまり、前近代のイスラム世界のうち、少なくともハナフィー派が優勢であった地域では、教育は形式上個人の事業として遂行・維持されたのである。

周知のように、大規模なマドラサは世俗主権者である支配王朝の君主や王朝の成員、ないしは世俗権力により地位を保証された官僚・軍人によって建設される場合が多かった。この場合、当然のことながら、現実には資金・労働力を調達するためになんらかの権力が行使された

Ⅷ おわりに

死地蘇生文書という史料を紹介しながら、これを手掛りとしてイスラム法の現実への関わり方につき考察をすすめてきた。死地蘇生文書に記される一々の文言がイスラム法の規定を反映するものであったという事実は、現実の生活においてイスラム法が法規として機能していたことを雄弁に物語るものである。一方、ファトワー文書典拠引用部分の分析を通して確認された、選択肢としての異説の存在は、イスラム法が内包する柔軟性、或いは寛容性を想像させるものである。さらに、本来公共性の強い死地蘇生という行為に、イスラム法が個人事業としての性格を付与していた事実からは、現実の制度の形態を規定する存在としてのイスラム法の一面が看取される。いかなれば、イスラム法は外枠として現実の在り方を規定しつつ、その内側に寛容な側面を併せ持つことで現実と調和していたのである。

一方、古文書学の観点から死地蘇生文書をより厳密に研究しようとする場合、複数の同種の文書との比較検討が不可欠な作業となる。今後、中央アジア地域にかぎらず、幅広い時代と地域から同種の文書の実例をみいだすことができれば、死地蘇生文書の書式研究に取り組むことも可能となるであろう。これを将来の課題として残しつつ、本稿を終えることにしたい。

ことが予想される。しかしながら、イスラム法がワークフ設定を個人事業として規定している以上、こうした行為はたとえ実質的には公的事業と見られるものであっても、形式のうえではあくまで個人の行為としての体裁を整えねばならなかったのである。

② この説話は『コーラン』中二箇所に現れ、いずれもムーサーが神に命じられるままに杖で岩を打ったところ、岩から二二の泉が湧き出したという内容である『コーラン』第二章第六〇節、第七章第一六〇節。

〔付記〕 本稿は、平成一〇年度文部省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

（日本学術振興会特別研究員

The Church in Conflict - from “The Lives of the Saints” of Medieval Flanders

by

TODOROKI Kotaro

With the gradual disintegration of the Carolingian comital courts in 11th century France, the traditional judicial structure found itself increasingly open to extra-judicial elements. How did the clergy respond to this transformation while living in a society dominated by a military class that enjoyed a free right to fighting? While sometimes siding with one party in a conflict and at other times acting as mediators, they also introduced new principles of salvation into the settlement of conflicts; a trend that manifested around the same period. “The Miracles of Saint Ursmer” and “The Life of Saint Arnulf” are among the best sources for understanding the code of action and thought held by the clergy involved. An examination of both sources reveals that the saints challenged not only private war but all secular dispute settlements as well. If lay settlement was based on the principle of “saving life and limb” - payment of “compositio” being the most typical example - then it can be concluded that the clergy tried to replace it with their own principle of “saving the eternal soul”.

On a *ihyā' al-mawāt* Document from the Early 17th Century Bukhārā

by

ISOGAI Ken'ichi

The aim of this article is to introduce a type of historical source which I will call *ihyā' al-mawāt* documents. An example of them will be introduced along with the original Persian text and analyzed in the context of Islamic law. This type of document must have been composed all over the Islamic world since all four Sunni schools of Islamic law recognize *ihyā' al-mawāt* (“revivification of depleted land” mainly through irrigation). However, at least in the case of Central Asian historians, the subject has not been researched in a long time.

The document introduced here is kept at the Central National Archives of the Republic of Uzbekistan - number - Ф.323, оп.1. ед. xp.144 - and incorrectly classified as *waqfiya*. It deals with the revivification of depleted land in the Nasaf district that was accomplished by Pāyanda Bī Atāliq Turkmān during the reign of Imām Qulī Khān. Judging from circumstantial evidence, we can safely assume that the document itself is a copy composed at Bukhārā not long after completion of the original on May 11, 1614. Its contents are divided into three sections: 1) the *ihyā' al-mawāt* document; 2) a description of events during the construction of an irrigation canal ; and 3) a *fatwā* document confirming the validity of the deed described in section 1.

Having analyzed the document, I offer the following conclusions: A) as can be seen from sections 1 and 3, the document was composed strictly in accordance with the rules of *ihyā' al-mawāt* prescribed by Islamic law; B) since Islamic law defines the *ihyā' al-mawāt* as a private enterprise, section 2 may be interpreted as having been added to the document in order to praise Pāyanda Bī Atāliq as a private individual who revivified the land.

Flogging in the Early Chosŏn Dynasty

by

YAGI Takeshi

This essay examines the practical form of flogging in the early Chosŏn Dynasty. Even though their crimes warranted flogging, court officials were released from physical punishment, instead paying a fine. However, if the crime came under the “private crime” category, they were punished by suspension or degradation in addition to the fine.

On the other hand, the “eight kinds of nobles” who had won the special favor of the king were usually released from both flogging and fine but still suffered suspension or degradation as disciplinary punishment.

In this essay, I will examine the relationship between court officials and the law codes through an analysis of criminal and disciplinary punishment of those officials.